

令和7年9月10日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（6か月）について

- 消費者庁は、美容クリーム等を販売する通信販売業者であるASUNOBI株式会社（本店所在地：東京都港区）（以下「ASUNOBI」といいます。）に対し、令和7年9月9日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和7年9月10日から令和8年3月9日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、ASUNOBIに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、ASUNOBIの代表取締役である武藤 竜也（むとう りゅうや）に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和7年9月10日から令和8年3月9日までの6か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：ASUNOBI株式会社
(法人番号：3010401184594)
- (2) 本店所在地：東京都港区西麻布三丁目21番20号
- (3) 代 表 者：代表取締役 武藤 竜也
- (4) 設 立：令和6年8月14日
- (5) 資 本 金：500万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：美容クリーム等

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（優良誤認）①（特定商取引法第12条）
- (2) 誇大広告（優良誤認）②（特定商取引法第12条）
- (3) 誇大広告（有利誤認・事実相違）（特定商取引法第12条）
- (4) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：ASUNOBIに対する行政処分の概要

別紙2：武藤 竜也に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

ASUNOBI株式会社に対する行政処分の概要

1 事業概要

ASUNOBI株式会社(以下「ASUNOBI」という。)は、ASUNOBIが運用するウェブサイト(そのURLがhttps://purely-skin.com/で始まるもの)において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「ピュアリースキン シルキータッチ モイスチャークリーム」と称する美容クリーム(以下「本件商品」という。)等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなASUNOBIが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

ASUNOBIは、令和7年9月10日から令和8年3月9日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア ASUNOBIが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ ASUNOBIが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けすること。

ウ ASUNOBIが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

ア ASUNOBIは、商品の販売条件について広告した際、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしていたことに加え、商品の販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事項について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示及び著しく事実と相違する表示をしていた。また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み(以下「特定申込み」

という。)に係る手続が表示される映像面において、商品の分量、販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事項につき人を誤認させるような表示をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをASUNOBIの役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ ASUNOBIは、通信販売により、ASUNOBIの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和7年1月10日から令和7年9月9日までの間にASUNOBIとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp>）に掲載される、ASUNOBIに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和7年10月9日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和7年9月24日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）後記4（３）の内容

ウ 後記4（１）及び（２）の内容を消費者に周知すること。

エ ASUNOBIは、今後、ASUNOBIが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

ASUNOBIは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）誇大広告（優良誤認）①及び②（特定商取引法第12条）

ASUNOBIは、少なくとも令和7年1月16日から同年2月4日ま

での間に、別添資料1のとおり、本件商品の効能について広告をしたとき、以下アからケまでのとおりの表示をすることにより、あたかも、本件商品を3日間又は7日間塗布するのみで皮膚に生じたしみを完全に消すことができるかのような表示をしていた。

- ア. 「誰でも確実に7日でシミが完全消滅」との表示及び「シミに塗るだけで シミが完全消滅」との文言の付された女性の動画
- イ. 「シミが一瞬で…」との文言の付された女性の動画及び「見事にシミが消滅！」との文言の付された女性の画像
- ウ. 「あんなに何を使ってもダメだったシミが1週間で消え去りました…」との表示及び「1週間でシミが完全消滅」との文言の付された女性の画像
- エ. 「だから、私が10年以上悩んできた顔の大きな濃いシミも… あまりにもきれいにシミが消えてしまったので」との表示及び「3日後」との文言が付された肌の画像
- オ. 「塗るだけでシミが完全消滅！」
- カ. 「だから、今まで何を使っても消えなかった根深いシミが…」との表示及び「濃くて根深いシミも… 3日で完全消滅！」との文言の付された女性の画像
- キ. 「実際に使ってみると… なんと…シミが見事に消えてる！！」との表示及び「シミに塗ってみると… 見事に消えた！」との文言の付された、本件商品を塗布した後に拭き取っている女性の動画
- ク. 「そのまま1週間使い続けたら… シミ一つない綺麗な肌が爆誕してしまいました…！！」との表示
- ケ. 「【どんなシミでも消える】」との表示及び「-Purely Skin-「ピュアリースキン」」との文言の付された画像

また、ASUNOBIは、少なくとも令和7年1月10日から同月27日までの間に、別添資料2のとおり、本件商品の効能について広告をしたとき、以下コからスマまでのとおりの表示をすることにより、あたかも、本件商品を塗布するのみで、性別や年齢等に関係なく3日間で皮膚に生じたしみを消すことができるかのような表示をしていた。

- コ. 「3日でシワ消えるわよ「塗るボトックス」」との表示及び本件商品の使用後1日目から3日目までの経過を示した一連の画像
- サ. 「3日塗るだけでシワがピーンと伸びるんです！」との表示
- シ. 「目元のシワも」、「おでこのシワも」及び「ほうれい線も」との文言が付された男性の顔面の一連の画像
- ス. 「早速3日間塗り続けたら… 3日でシワがピーン！」との表示及び当該文言の間にある本件商品の使用後1日目から3日目までの経

過を示した一連の男性の画像

この点について、当庁からASUNOBIに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ASUNOBIは資料を提出した。

しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、ASUNOBIが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

(2) 誇大広告(有利誤認・事実相違)(特定商取引法第12条)

ASUNOBIは、本件商品の販売条件について広告をしたとき、少なくとも令和7年1月16日から同月27日までの間に、別添資料1のとおり、「たった1,980円で2万円以上的高级シミケアを使えるなんて…」、「赤字覚悟キャンペーン」、「お得すぎて、なにか裏があるんじゃないかと疑ったんですが…安心の購入回数の縛りなしでした」、「詐欺広告にありがちな「最低〇回は購入してください」という『購入回数のお約束なし』」、「1人1回限り」、「通常価格21,890円(税込) 特別価格1,980円(税抜)」、「今ならたった1980円で本来の透明肌に戻れる」などと表示し、また、少なくとも令和7年1月10日から同月27日までの間に、別添資料2のとおり、「しかも、商品に自信があるから…安心♪ 購入回数のお約束なし! 1回限り!」、「つ・ま・り! 「1本でシワ消したい」という方にオススメ!」、「つまり1,980円で20,000円以上する高級化粧品がもらえるということ!」、「特別価格1,980円」などと表示し、加えて、少なくとも令和7年2月4日に、別添資料3のとおり、「1回限り解約不要 追加料金一切なし 本日限定 80%OFFでプレゼント」、「詐欺広告にありがちな「最低〇回は購入してください」という『購入回数のお約束なし』」、「1回限り解約不要 1本でシミを消したい人におすすめです!」、「送料無料で1回限り解約不要!! / 初回限定 高級ファンデ無料 クーポン適用で1,980円 最安値で申し込む! 安心の追加料金一切なし!」などと表示し、あたかも、別添資料1から別添資料3まで又はそれらのページから遷移した先のウェブページから申し込むことのできる本件商品の販売条件につき、1,980円(税込2,178円)のみを支払うことによって本件商品1本を購入することができ、2本目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられないものであるかのような表示をしていた。

しかし、当該広告から自動的に遷移する本件商品のチャットボットページ(以下「本件チャットボットページ」という。)から申し込むことができ

る「フォーエバーピュアリーコース」と称する定期購入契約（以下「本件定期購入契約」という。）の内容は、実際には、2回目以降のお届け予定日の15日前の期限までに所定の方法に従った解除の連絡をしなければ、2回目以降の商品（1回当たり本件商品3本）の対価（1回当たり税込19,833円）の支払いを順次義務付けられ続ける期限の定めのない定期購入契約であった上、2回目の商品を購入せずに解除をする場合には、税込10,945円の支払いが義務付けられるなどの契約上の制約が課されたものであって、当該契約を締結した者は、2回分の合計本件商品4本の対価として合計22,011円を支払うか、最低でも本件商品1本の対価として合計10,945円を支払うこととされており、1,980円（税込2,178円）のみを支払うことによって本件商品1本を購入することはできないものであった。

(3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

ASUNOBIは、少なくとも令和7年1月16日から同年2月4日までの間に、本件商品の販売条件について広告をしたとき、前記(2)のおおりの表示をした上で、別添資料1から別添資料3までの広告内に存する「初回限定 高級ファンデ無料 クーポン適用で1,980円 最安値で申し込む！」や「公式サイトはコチラ 80%OFF 購入回数の縛りなし！ 1人1回限り 通常価格10,945円→1,980円 送料無料」などと表示されたボタンを押下することで自動的に遷移する本件チャットボットページ内の本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面（別添資料4「【注文内容確認】」欄から「スペシャル1000円OFFクーポンつき！ セットでお得！！ 当ページ限定特別価格で今すぐ最安値で申し込む！」等と表示されたボタン（以下「本件ボタン」という。）まで。）において、本件ボタンの直上のピンク色の枠内に「【注文内容確認】◆ご注文内容◆：フォーエバーピュアリーコース コンビニ後払い決済 初回：1,980円（税別）／2,178円（税込） 送料：0円 手数料：220円（税別）／242円（税込） 1個あたりの分量：22g」及び「お支払い金額 2,200円（税別）／2,420円（税込）」と、本件定期購入契約の販売条件のうち、最初に引き渡す商品の販売価格等のみを分離して強調する形式で表示し、あたかも、本件定期購入契約の内容が、1,980円（税込2,178円）のみを支払うことによって本件商品1本を購入することができ、2本目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられることがないものであるかのような表示をしていた。

しかし、本件ボタンを押下することにより申し込むことができる本件定

期購入契約の内容は、実際には、前記（２）のとおりであった。

武藤 竜也に対する行政処分の概要

1 名宛人

武藤 竜也 (以下「武藤」という。)

2 処分の内容

武藤が、令和7年9月10日から令和8年3月9日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に関する商品の販売条件について広告をすること。
- (2) 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、ASUNOBI株式会社(以下「ASUNOBI」という。)に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、ASUNOBIが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 武藤は、ASUNOBIの代表取締役であり、かつ、ASUNOBIが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。